

関川・保倉川治水対策検討部会（仮称）規約（案）

（名 称）

第1条 本会は、「関川・保倉川治水対策検討部会」（以下「検討部会」という）と称す。

（目 的）

第2条 本検討部会は、関川流域委員会規約第5条第3項に基づき、関川水系河川整備計画の再点検にあたり意見を述べる専門部会とし、流域住民、河川管理者、関係機関全体の合意形成を積極的に図る役割を担うものとする。

2 検討部会は、関川・保倉川の治水対策に対する調査、設計内容や具体的な対応策について、科学的・技術的・経済的な妥当性や設計内容等が住民の懸念・要望に応えるものか確認等を行うものとする。

（組織等）

第3条 委員は、別表に掲げる委員で組織し、局長が委嘱する。

2 検討部会が必要と認めるとき、委員以外の者に、参考人として会議への出席を求めることができる。

（部会長）

第4条 検討部会には、部会長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、検討部会を代表し、会務を統括する。

3 部会長に事故あるときは、部会長があらかじめ指名する副部会長がその職務を代行する。

（会 議）

第5条 会議は、部会長が必要とするとき、これを招集する。

2 部会長は、会議の議長となり、議事を運営する。

3 会議は、委員の半数以上の出席をもって行う。

（情報公開）

第6条 検討部会の会議、部会資料、議事内容の公開については、本検討部会で定める。

2 検討部会の事務局は、公開する情報について関係住民が閲覧できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(事務局)

第7条 検討部会の事務局は、国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所に置く。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行うものとする。

(雑 則)

第9条 本規約に定めるもののほか、検討部会の運営に関し必要な事項は、部会長が検討部会に諮って定める。

付則

(施行期日)

この規約は、平成27年 5月 日から施行する。

別表

関川・保倉川治水対策検討部会(仮称) 委員(案)

氏 名	所 属	備 考
小池 俊雄	東京大学大学院教授	
中出 文平	長岡技術科学大学教授	
野口 和広	上越市副市長	
細山田 得三	長岡技術科学大学教授	
森井 俊廣	新潟大学教授	
安田 浩保	新潟大学准教授	

敬称略:あいうえお順